

# 国民健康保険・国民年金加入の手続きについて

- 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内に行ってください。
- 手続きが遅れた場合は、健康保険を喪失した日付に遡って加入するため、保険税も遡って課税されます。
- 加入の手続きに必要なもの  
(持参していただくもの)

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)</li> <li>世帯主・加入者の個人番号(マイナンバー)がわかる書類</li> </ul>
国保	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険等資格喪失証明書 (勤務先の様式でも可)</li> </ul>
年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳</li> <li>雇用保険書類 (離職票、受給資格者証、資格喪失確認通知書)</li> </ul>

ご不明な点がございましたら、右記までご連絡ください。 粕屋町役場 総合窓口課 国保年金係  
 TEL: 092-938-2311  
 内線: 447、442

事業所記入欄

## 健康保険等資格喪失(否認)証明書

- 下記の者は、健康保険等の被保険者の資格を喪失(否認)したことを証明します。
- 下記の者は、健康保険等の被扶養者としての認定を抹消(否認)されたことを証明します。

被保険者証  
(組合員証)

記号		番号	
----	--	----	--

被保険者  
(組合員)

氏名	性別	男	・	女				
	生年月日	S	・	H	・	R	・	・
住所								
基礎年金番号								

(注) 資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。

	氏名	性別	生年月日	続柄	資格取得年月日	資格喪失(否認)理由
					資格喪失年月日	(必ず記入してください)
資格喪失者	被保険者	同上		本人	・	1. 退職 退職日 ( )
		男・女	S・H・R		・	2. 被保険者死亡
		男・女	S・H・R		・	3. 扶養非該当 理由 ( )
		男・女	S・H・R		・	4. その他 理由 ( )
		男・女	S・H・R		・	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

保険者 所在地

(又は事業所) 名称

電話

代表者

印